

ていない場合、地域というものが重要になってくる。地域での支援を受けることで、ひとり子育てをする上でのストレスを減少することができるだろう。ひとりで問題を抱え込むことによって、また無理をしすぎることによって、「社会的孤立」につながる場合もある。そうならないためにも、保育園や学校、民生委員、地域の同級生、子どもの同級生、などと連携を取りながら、地域で子育てや母子世帯の生活を支援していくことが必要なのではないだろうか。

4. 生活保護レベルでの排除

生活保護制度は、低収入や無収入のために生活費やサービスの市場での調達が不可能であるばかりではなく、家族からの扶養も受けられず社会福祉や社会保障の給付も行われない場合に、ナショナル・ミニマムを保障するシステムになっている。けれども、申請が認められず困難な生活を強いられている場合は、そのまま困難を抱えて生活せざるを得ない状況にある。

生活保護制度は、生活保護基準以下の貧困状況にある人々にとって必須の制度であるとともに、貧困の状態にない人や貧困に陥る恐れのある人々にとって、生活のための「最後の制度」として考えられている。それだけでなく、社会福祉制度の中で生活保護制度は独自の位置や役割を持っている。まず、現在の生活保護制度は1950年に当時の極貧状態に対処するために制定されたため、他の社会福祉制度より先駆けて福祉問題に対応してきたことが挙げられる。第2に、社会福祉制度の中でも、生活を救うための最後の唯一の制度として位置づけられている点がある。最後に、貧困状態にあることを（建前上はほぼ）唯一の条件としているため、柔軟性を持ち、縦割りの他の福祉制度に拠りがたい人々を受け入れていることがあげられる。

それにもかかわらず、運用上の問題や制度上の問題によって、最後のセーフティネットである生活保護制度からも排除される人々が存在している。大きく言えば、生活保護の「漏救」問題としてくることが可能であるが、その実態は明らかにされていない。その理由は、統計上実態が明らかにされていないからである厚生省（現厚生労働省）は「生活保護基準以下の生活でありながら保護を受けていない人びと」の状況は発表していない（金子 1998）。全体としての「漏救」は明らかではないものの、具体的に生活保護制度から排除されている特定の（個別の）集団（例えばホームレスなど）の実態は明らかにされつつある。

（1）母子世帯と生活保護

たとえば、女性が夫からの暴力や夫の借金の取立ての問題を抱えている場合、とにかく子どもだけをつれて家を出たり、ほとんど何も持たずに家から逃げることもある。夫からの追跡を避けたり、離婚に伴う引越しのために、仕事を変えたり、仕事をやめざるを得ないこともある。場合によっては、夫の借金を妻が抱えて、借金を返さなければならない母子家庭の母親もいる。また精神的に病気を抱えている母親でフルタイムの仕事に就くことが難しい場合もある。このような場合、（親族からの援助が受けられなければ）生活保護制度がよりどころとなることが少なくない。

それでは、実際どれほどの母子世帯が生活保護を受給しているのか見てみよう。一般の保護率に比較して、母子世帯の世帯保護率は、10倍以上高く、多くの母子世帯が生活保護を受給して生活せざるを得ない状況が明らかになる。実に母子世帯の10世帯のうち1世帯が生活保護を受給していることになる。母子世帯の世帯保護率は、また高齢者世帯の世帯保護率と比較しても2倍近く高い。

このことは、母子世帯が、上の（上位の）2つのセーフティネットから漏れやすいことが見えてくる。つまり、上の2つのセーフティネットを充実していれば、生活保護を受給しなくてすんだかもしれない。また、母子世帯がいかに低所得問題を抱えているか、母子世帯にとって生活保護制度がいかにラストセーフティネットとしての重要な役割を果たしているかが伺える。

（2）母子世帯とホームレス

次に生活保護制度から漏れてホームレス状態におちいっている人々のことを検討してみる。欧米では、家族や母子世帯のホームレスが問題となっているにもかかわらず、日本ではホームレスは中高年男性の問題として捉えられてきた。けれども歴史的に女性の社会的問題が集積されてきた母子生活支援施設や婦人保護施設においては、特に都市部ではすでに潜在的要素としての母子ホームレス問題が内包されている（田澤 2002）ことが指摘されている。

その背景には、日本における住宅政策の貧しさがあることを忘れてはならない。例えば杉村は、わが国では、社会保障としての住宅政策が脆弱であり、低所得者向けの公営住宅の供給が伝統的に不十分であり、他方で民間住宅の多くは高齢者や傷病・障害者、最近では子持ち家族まで排除する傾向があることを指摘している。不安定な就労は貧弱な住宅政策の下で、生活基盤である住宅までも不安定化させている（杉村 2003）。

日本ではそれほど母子世帯ホームレスの問題は明らかにされていないが、潜在化しているものを少しずつ明らかにしていく必要があり、その上で支援や既存のシステムの問題点を間然していく必要があるだろう。まして、日本では公的な住宅政策が不十分なことが指摘されていることや、住み込みの職場での失業は雇用と住宅をダブルで失うことを意味していることを考慮に入れると、ホームレス予防政策としての住宅政策の重要性が浮かび上がってくるだろう。またホームレス状態への対応・予防策としての施設という生活の場の確保が重要になってくるのではないだろうか。中高年男性のホームレスの議論が日本では十分に議論されつつある昨今、もう少し、女性のホームレスや母子のホームレスについて目を向ける時期に来ているだろう。

5. 母子世帯と社会的排除

このように、母子世帯が様々な社会的な構造の中で不利を負いやすく、様々な支援を必要としていることが明らかになった。例えば、女性であること、ひとり親であること、パートタイム労働者であること、低所得者であること、離別・未婚母子世帯であること、など様々な要因が絡み合っ、そのような排除のリスクとなる要因を後押しするような（マクロレベルでの）社会システムが存在していることが明らかになる。

【図表 4-1-1：母子世帯の保護率】

	生活保護 母子数	母子世帯数	児童扶養手当 受給者数	母子世帯の保 護率(%)	全体の保護率 (%)
昭和 60 年度	113979	508000		216.8	11.8
9	52206	535000	649816	90.9	7.2
10	54503	502000	625127	98.1	7.5
11	58435	448000	664382	122.5	7.9
12	63126	597000	708395	94.3	8.4
13	68460	587000	759197	117.3	9.0
14	75097	670000	*822958		9.8

*そのうち、全部支給 524075、一部支給 298883。

出典：平成 14 年度国民生活基礎調査、福祉行政報告例（旧厚生省報告例）各年度版、平成 13・14 年度厚生統計要覧

【図表 4-1-2：世帯類型別世帯保護率】

年次	総数	高齢者世帯	母子世帯	その他
世帯保護率 (%)				
平成 2 年 (1990)	15.2	57.2	131.7	8.4
7 (1995)	14.2	45.1	103.7	8.0
12 (2000)	15.8	42.6	94.3	8.9
13 (2001)	17.6	45.2	117.3	9.9

注：国民生活基礎調査の世帯類型は旧定義のものを使用している。(平成 9 年以降)

出典：平成 14 年度厚生統計要覧

個人の行動などを排除の要因として転嫁することは容易である。けれども社会システムの構造上、母子世帯を排除するような力が働いていることをしっかりと考慮に入れて検討や問題の解決策を探るべきである。

より具体的には、母子世帯を取り巻く問題を社会的排除の構造を用いて検討することによって次のようなことが明らかになった。

まず、それぞれのレベルにおいて明らかになることは、各レベルに共通した特徴があることである。それは、母子世帯の雇用の不安定化や低所得の問題である。各レベルにおいて、低所得階層は他の階層よりも、排除されやすい。低所得という要素は近年あまり重要視されない傾向があるが、低所得は唯一の要因ではないものの、今なお中心的な要因である。低所得であることによって、教育環境や職業が低いレベルになりやすい。そこで過去の学歴や職歴が、現在・将来を通じて生活水準に影響を与えている。また、それによって、次の世代も低所得問題を抱える場合もある。今なお、低所得問題に取り組んでいくことが、社会的排除を解決するための近道であることは間違いない。この問題はまた、動的な視点や長期的な視点を含めて問題把握や解決策の検討の必要性を浮き彫りにしている。具体的には、子どもの将来を視野に入れて、

母子世帯の支援を考えていく必要性を明らかにしている。

次に社会的排除の構造を用いて、実践を検討することによって以下のようなことが明らかになる。実践レベルにおいて、排除された個人・集団の問題を検討する際に適用することで、彼らが抱えている問題の重層性が明らかになる。生活保護母子世帯は、雇用問題を抱えているだけでなく、社会保障制度でも不利を抱えているという問題も持っている。

けれども、社会的排除の問題は、1つのレベルのみで解決できるものではなく、他のレベルにも影響を与える幅広く複合的なものである。加えて、特に第2レベルについてはあまり議論が行われていない。むしろ、ネガティブな「依存」の考えと結びついて、給付の抑制や削減が行われている状況がある。各個人が本来保障されるべき制度や給付との関係が不安定になりがちである。その制度との関係性へ視点が社会的排除概念の特徴であり、制度との関係性や漏れの問題が、社会的排除という視点によって最もクリアー（明らか）にできる問題ではないのだろうか。このような制度からの排除の問題は、社会保障・社会福祉制度のあるなかでの貧困、つまり現代的な貧困の特徴的な部分ではないのだろうか。第2のレベル、つまり制度からの排除に焦点を当てて、議論し、改善していかななくてはならない。

このような問題を明らかに出来るという点で、社会的排除の構造を踏まえて検討する意義があるだろう。そして社会的排除概念や社会的排除の構造を用いて、制度的な排除や統合とともに、生活保障システム（セーフティネット）の全体像について議論する必要がある。そして、各レベル内だけではなく、3つのレベルにわたる社会的排除の構造の全体像を踏まえて、社会的排除問題の解決策を模索すべき時期に来ている。

【参考文献】

- ・相野谷安孝（2003）「国保をめぐる根本問題は何か」（矢吹紀人・相野谷安孝（2003）『国保崩壊』あけび書房、pp.193-231.）
- ・朝日新聞（2004）「<定時制高校>夜の学びや、進む統廃合」2004年2月9日
- ・江口英一編著（1998）『改訂新版 生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論』光生館
- ・Giddens,A.(1998)*The Third Way:The Renewal of Social Democracy*, Polity Press (=アンソニー・ギデンス著、佐和隆光訳（1999）『第三の道 効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社)
- ・原田彰編著（2003）『学力問題へのアプローチ—マイノリティと階層の視点から—』多賀出版
- ・Hill,M.(2000)*Understanding Social Policy*,Blackwell,6th. ed
- ・Hills,J., Julian Le Grand , David Piachaud eds(2002).*Understanding Social Exclusion*,Oxford University Press.
- ・金澤誠一（1998）「低所得層の生活実態」（江口英一編著『改訂新版 生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論』光生館、pp.231-244）
- ・神原文子（2000）『教育と家族の不平等問題—被差別部落の内と外—』恒星社厚生閣
- ・金子充（1998）「生活保護における「漏給」問題と社会福祉政策の課題」（『社会福祉学』第22号、明治学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻）
- ・唐鎌直義（1998）「公的年金」（江口英一編著『改訂新版 生活分析から福祉へ—社会福祉

の生活理論』光生館、pp.129-150)

・ 苅谷剛彦他編 (2002) 『調査報告 「学力低下」の実態』岩波ブックレット No.578、岩波書店

・ 小杉礼子 (2003) 『フリーターという生き方』勁草書房

・ 厚生労働省「福祉行政報告例 (旧厚生省報告例) 各年度版」

・ 厚生労働省 (2003) 「平成 14 年度厚生統計要覧」

・ 厚生労働省 (2002) 「平成 13 年度厚生統計要覧」

・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2001) 『平成 10 年度全国母子世帯等調査結果の概要』

・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2002) 「平成 13 年度働く女性の実情 (女性労働白書)」

21 世紀職業財団

・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2003) 「平成 14 年度国民生活基礎調査」

・ 厚生労働省社会・援護局「被保護者全国一斉調査」各年度版

・ Lupton.R. and Power.A(2002)'Child Poverty' in Hills,J., Julian Le Grand , David Piachaud eds(2002).*Understanding Social Exclusion*,Oxford University Press.pp.141-154.

・ 鍋島祥郎 (2003) 『効果のある学校 学力不平等を乗り越える教育』解放出版社

・ 日本労働研究機構 (2003) 『母子世帯の母への就業支援に関する調査』調査研究報告書No.156、日本労働研究機構

・ Millar.J(1997)'Gender' in Walker.A ed,*Britain Divided: The Growth of Social Exclusion in the 1980s and 1990s*,CPAG Ltd.pp.99-110.

・ Mittler.P(2000),*Working Towards Inclusive Education*.David Fulton Publishers Ltd. (=ピーター・ミットラー著、山口薫訳 (2002) 『インクルージョン教育への道』東京大学出版会)

・ 大岡華子 (2004) 「社会的排除研究の到達点と展望」法政大学大学院人間社会研究科福祉社会専攻 2003 年度修士論文

・ Pierson.J(2001),*Tackling Social Exclusion*.Routledge.

・ Rowlingson.K(2001)'Child Poverty and the Policy Response' in Margaret May, Robert Page, Edward Brunsdon eds,*Understanding social problems : issues in social policy*,Blackwell

・ Social Exclusion Unit. (HP) <http://www.socialexclusionunit.gov.uk/>

・ 杉村宏 (2002) 『公的扶助—生存権のセーフティネット—』放送大学教育振興会

・ 田澤あけみ・福知栄子・林浩康 (2002) 『新児童福祉論 保護型から自立・参加型児童福祉へ』法律文化社

・ 湯澤直美 (1998) 「ひとり親家族支援」(庄司洋子・松原康雄・山縣文治編著『家族・児童福祉』有斐閣、pp.211-238)

1 「トリプル・エクスプロージョン」について鍋島は次のように説明している。階層水準の低い家庭では、その少ない収入 (労働による搾取) は、娯乐的消費財への購入へと流れ (消費による収奪)、次の世代の社会的地位上昇のための長期的な資金準備から目をそらす方向に

働く。さらに買い与えたテレビや携帯電話によって、子どもの学習への意欲が奪われ、進路がより狭まっていく（鍋島 2003）

² イギリスの教育に関する研究では、貧困地区の子どもや貧困児童の教育についてしばしば取り上げられる。ブレアは、政府の三つの優先課題をあげれば、「教育、教育、教育である」と述べている。ギデンスも、とりわけ貧困層に対する技能教育と職業訓練の改善は、ほとんどの先進国が共有する課題であり、アメリカやイギリスにおける膨大な比較研究が示すとおり、教育が経済的不平等を拡大する傾きがあるのだから、不平等の根源を探る努力を怠ってはならない、と指摘している（Giddens 1998=佐和 1999）。例えば、貧しい背景から来るほとんどの子どもたちは、全体として学業不振と失敗のリスクが大きいことは疑いのない事実であり、社会的除外（排除）と教育的な機能が果たされない状態で子ども時代を始め、そして終えていき、成人してからも、職のない状態、貧困と疾病が続く。この子どもの発展を阻む貧困の束縛を打ち砕くことが必要であると指摘している（Mittler 2000=山口 2002）。

第3章 「社会的不利」の重層構造

—下町区（仮名）生活保護母子世帯のプロフィール—

杉 村 宏

（法政大学現代福祉学部）

1. 分析の視点

（1）母子世帯の形成

これまでの社会統計が示すところによれば、母子世帯の所得分布は低所得階級に偏在している。前章でも触れているが、所得五分位階級分布は、第1・第五分位階級が過半数の52.2%を占め、1世帯あたりの平均所得額は、子どものいる世帯の727.2万円に対してその3分の1の243.5万円に過ぎない。しかしだからといって低所得階級のみというわけではなく、第IV、第V・第五分位階級にも3.5%の世帯が分布しているから、少数のゆとりのある層と圧倒的大部分の低所得階級に分化しているということができる。

なぜ多くの母子世帯が、貧困という生活困難に直面しながら日々の生活、子育て、人生を送らなければならないのか、そのような状況を少しでも変えて生活再建につながるような支援・援助のあり方はいかにあるべきかを課題にする場合、これまでの生活の全体に視野を広げて検討する必要がある。

すでに序章で、母子世帯の形成に関する視点と仮説を提示しているから繰り返すことはしないが、母子世帯化し生活保護を受給するプロセスとともに、母親（妻）と父親（夫）がどのような家族の下で生活し成長してきたのかということも注目したいと思う。

これからの生活の建て直しの大事な柱の一つが子どもたちの成長にあるから、親たちの成長過程から引き継ぐべきもの、改善すべきもののヒントを得るためにも、両親の生活史にある程度目配りすることが必要である。しかしながら生活史はさまざまなプライバシーに触れる事柄を含んでいるから、その扱いには細心の配慮が欠かせない。

そこで、できるだけプライバシーを保護するような、聞き取り調査の分析方法が講じられなければならないから、調査に協力してくださった世帯を全体としては把握するような手法で分析をしたい。母子世帯を特徴付ける「社会的不利」について構造的に把握できるように情報の処理を行う。

しかし実態を浮き彫りにし、生活再建のプロセスでの自立支援・援助のあり方を具体的に検討するためには、事例に即して検討することが必要になるであろう。

現実から自立支援のあり方を学ぶために、できるだけありのままの事例を素材にする必要がある場合には、情報を専門職集団内部でのみ共有し、不特定多数の人々には公開しないという方法もあるが、政策課題研究という性格上できるだけ多くの人々で情報を共有することが望ましいから、公開してもなお個人情報が保護されるためには、一定の要件を設

定して事例を加工することが必要になる。

最も一般的な加工は、匿名ないし仮名とすることであるが、このような方法では今回のように 20 世帯という少数事例の場合には、個人が特定される恐れがある。フィクションにならないような情報の加工は、その研究目的との関係で慎重に検討されなければならない。この点に関しては今後の研究課題としていくことにする。

(2) 生活保護の受給要件

ある世帯類型の世帯全体に対する、その類型の被保護世帯の割合を世帯保護率というが、母子世帯保護率は 117.3%で、全体の人員保護率の 9.0%に比べると 10 倍以上の高率であることがわかる。それほど高率であっても、母子世帯の 90%は生活保護を受けていないから、もちろん母子世帯化が生活保護受給に直結しているわけではない。

生活保護を受けるためにはミーンズテストによって、保護を申請しようとする世帯や個人が、活用できる資産、能力などを動員して最低生活を維持するために努力していると認定されなければならない。したがってフローとしての所得が過少であっても、換金可能で最低生活維持のために動員できる資産があれば、急迫状況にない限り保護の受給はできない。このような資産があるために所得はないが生活保護を申請しないという母子世帯もあるかもしれないが、それはごく一部に限られるであろう。

むしろミーンズテストに関しては、たとえば自宅がある場合には、たとえば居住のために必要不可欠なものとして保有の認められる資産であり、生活保護受給要件に抵触しない場合であっても、一般にはそのような情報は住民特に低所得階級には行き届いていないために受給できないと思いついでいるのではないだろうか。

さらに生活保護の受給に関しては、健康であれば稼働能力がある限り受給できないとおもわれている。これは 1980 年以降の不適切な生活保護の運用の結果、生産年齢人口にあり、重度の障害や傷病でもない限り稼働能力があるものとされて、それを活用していないから保護の申請はできないという誤解が、ホームレスの保護などの報道をめぐって広がったかもしれない。

したがって生活保護を受給する母子世帯は、稼働能力の活用が現状では困難であるという事情が、生活困窮と重なって生じている、もしくは稼働能力の活用ができないために生活困窮に陥り生活保護の受給にいたった世帯ということが出来る。具体的には母親自身の健康や心身の障害と母親が保育や養育をしなければならない子どもいる場合の 2 通りが想定される。あるいはその両方が必要な場合である。

これらの事情は、おそらくは生活保護を受給する直接的原因であり、実はそのような事態が生じると直ちに生活保護の受給以外に生活のすべがない環境—たとえば離別した夫(子どもにとっての父親)をふくむ親族の支援を受けられないとか、傷病手当金などの休業保障や一定期間収入がなくとも持ちこたえるだけの貯えがないなど—のもとでこれまでの生活が営まれてきたことが間接的原因ないしは遠因としてあったと思われる。

これらの視点を仮説として念頭に置きながら聞き取り調査世帯の分析を行うが、今回の報告は、先にも触れたようにプライバシーの保護を優先しながら行うための事例の加工を、研究協力者との集団討議で行いながら確定したうえで分析をする前段階の検討であり、中間的・概括的なものである。

2. 調査分析の留意点

(1) 「社会的不利」の内実

表3-1は、今回聞き取り調査に協力していただいた世帯の総括表である。「社会的不利」の状況として*マークしか付していないので、この表の説明からはじめたい。

この表は母親の年齢段階と子ども成長段階を指標に3グループに分けて表示をしている。ただし、最後の「その他」世帯は、母子世帯で育ち、54歳まで未婚の障害を持つ寡婦世帯あり、母子世帯の範疇には入らないが聞き取りに協力をしていただいたので参考までに掲げてあるケースである。

「小学生段階Ⅰ」は、母親が20歳代～30歳代までで、子どもの少なくとも一人は小学校就学段階にある世帯群であり、「小学生段階Ⅱ」は、母親の年齢がおおむね40歳代であるが子どもの少なくとも一人は小学校段階にある世帯群である。「中学生段階」は、母親は30歳代～50歳代までを含むが、少なくとも子ども一人は中学校就学段階にある世帯群である。

次に表頭は、母親の現状と父親の離別前の状況を表す「母親の状況」、「父親の状況」欄とそれぞれの出身家族の状況を表す「母親の家族」、「父親の家族」欄、そして子どもの現状を表す「子どもの状況」の5つに区分されており、さらにそれぞれが小区分されている。小区分にそって*マークの意味を説明したい。

・ 「母親の状況」

「就労」欄の*マークは、調査時現在就労をしていない母親で、「不就労」を表している。

「結婚」欄の*マークは、母親が20歳以下で結婚した場合を表している。

「修学」欄の*マークは、中学卒業および高校中退を表している。したがって無印は高校卒業以上ということになるが、下町区調査では、すべて高校卒業であった。

「健康」欄の*マークは、慢性的疾患によって受診している場合を表している。

「その他」欄には、2回以上の離別経験のある場合が「2」、本人自身が浪費や仕事上の失敗で多額の借金をつくり離婚原因となった場合が「借金」、本人が少年院入所経験のある事例が「院」、母親本人が外国人である場合「外」と表示した。

・ 「父親の状況」

「飲酒」欄の*マークは、飲酒による暴力と飲酒が原因で不就労である場合を表している。

「DV」欄の*マークは、妻子に夫が暴力を振るう場合を表している。

「GB」欄の*マークは、ギャンブルのために怠業と借金を行った場合を表している。

表3-1 生活保護母子世帯における「社会的不利」の状況

年齢	母親(本人)の状況				父親(前夫)の状況				母親(本人)の家族				父親(前夫)の家族				子どもの状況							
	就労	結婚	修学	健康	その他	就労	飲酒	DV	GB	債務	その他	両親	DV	生保	その他	両親	DV	生保	その他	子ども	障害	不登校	その他	
小学生	5	33	*	*		*	*	*		*		*	*							*	*	*		
小学生	9	27	*	*							**	**								*	*	*		放置
小学生	10	34	*	*	2	*				*	*	*								*	*	*		
小学生	13	26	*	*		*				F	*	*								*	*	*		分離
小学生	14	31	*	*	2	*					*	*									*	*		
小学生	17	22	*	*	2、院	*					*	*									*	*		放置
小学生	18	27	*	*	2、	*					**	*								*	*	*		DV
小学生	1	38	*	*	借金					死別	**	*										*		
小学生	7	42	*	*		*					**	*									*	*		
小学生	11	49	*	*	2	*				外	*	*									*	*		
小学生	16	42	*	(*)	2、外	*				扶養	*	*									*	*		施設
中学生	2	55	*	*		*				F	**	*								*	*	*		
中学生	3	43	*	*	2	*					*	*								*	*	*		
中学生	4	37	*	*		*					*	*								*	*	*		
中学生	6	45	*	*	2	*				F	**	*								*	*	*		
中学生	8	45	*	*	借金*	*					*	*							*	*	*	*		
中学生	12	45	*	*		*					*	*								*	*	*		
中学生	19	36	*	*		*				F	*	*								*	*	*		
中学生	20	44	*	*		*					*	*								*	*	*		DV
他	15	54	*	*	身障	*					*	*												

「債務」欄の*マークは、生活の破綻を招くような借金があった場合を表している。

「その他」欄は、離婚の原因が夫(父親)の女性関係にあると妻が証言している場合に「F」、
離別利用が死別の場合が「死別」、父親が外国人の場合が「外」、父親自身が子ども
の養育にあっている場合を「扶養」とした。

・ 「母親(本人)の家族」、「父親の家族」共通

「両親」欄は、本人自身が20歳になる前に両親が離婚して、母子家庭であった場合が*、
父子家庭の場合が**とした。

「家出」欄の*マークは、両親のどちらかがたびたび異性関係などで家を空けたり、家
出をした場合を示している。

「DV」欄の*マークは、本人の父親(母親の場合も少数ある)が、家庭内で暴力を振る
った場合を表している。

「生保」欄の*マークは、本人が子ども時代に生活保護を受けていた場合を表している。

「その他」は、兄弟の誰かが生活保護を受けている場合「B生」、自殺した兄弟がいる場合
「B自」、父親が身障者であった場合「身障」、親が多額の借金をしていた場合
「借金」とした。

・ 「子どもの状況」

「子ども」欄の*マークは、子どもが4人以上の場合を示している。

「障害」欄の*マークは、子どものうちの少なくとも一人は心身に障害がある場合を示し
ている。

「不登校」欄の*マークは、子どものうちの少なくとも一人は、現在、小学・中学・高校
に不登校である場合を示しており、自室に閉じこもる「引きこもり」と重なっ
ている場合が多い。

「その他」は、母親が乳幼児を放置して出かけてしまう場合を「放置」、子どもが父親と母
親が別々に養育している場合を「分離」、子ども自身が家族に暴力を振るう場合
を「DV」、施設入所している場合を「施設」とした。

(2) 分析にあたっての留意点

ここでは、表3-1に基づいて生活保護母子世帯の生活構造を分析する上での留意点に
ついてのべる。調査で得られた情報を理解するうえでの留意点ということにもなる。

第1には、仮に「社会的不利」という概念を、「社会的に形成され、諸個人・家族の生活
上の不利となるようなさまざまな状態」とすると、上記の事項を「社会的不利」と見るか
どうかは検討を要することである。それぞれの事項に関して、記載したような状態を社会
的不利としてみようとするのは、調査者の主観的評価基準によっている面が強いから、そ
のこと自体を検討しなければならないが、ここでは全体像を明らかにするための操作的概

念として用いるに過ぎないという点に留意する。

第2に、記録された情報は、調査者の聞き取りの力点の強弱や回答者の記憶の度合いなどのよってかなり限定的な情報に基づいているということである。さらに離別の経緯や夫（父親）に関する情報も当事者の一方である妻（母親）側からのものであり、ある種のバイアスがかかっているといわざるを得ず、また夫の過去や家族に関する情報は限定的・断片的でもある。

第3に、調査世帯の選定のプロセスにもあるとおり、今回調査に協力していただいた世帯はケースワーカーを通じて調査の趣旨を伝えてもらい、調査協力の同意をいただいたものあり、このような経緯からして福祉事務所・担当ケースワーカーとの関係が良好な世帯という特徴を持っている点である。誓約書に基づく調査であるために、ケースワーカーが職務として訪問をする場に同行してケースワーカーの立会いの下で調査を実施することとしたが、実際の調査の場面ではしばしばケースワーカーはこの調査を実施する段階では席をはずしたが、たとえ同席してケースワーカーに聞かれてもよいと判断した世帯ということになる。

第4にそれにもかかわらず、担当者には言いにくいこと—たとえば「働き始めたが就労が不安定なためにまだケースワーカーに話していない」とか、「ケースワーカーが忙しくしているために、自分の話をよく聞いてくれない」などの不満—について話してくれた母親もいたが、概して福祉事務所やケースワーカーに対する要望・不満などは控えめであった。

第5に、調査の回答者である母親が精神的疾患等で、事実を他者に伝えるという点で難点を抱えた世帯があり、ケースワーカーへの調査世帯に関する聞き取りによって情報を補正する必要があるケースもあった。

以上のことを念頭に置きながら、「社会的不利」の構造を検討したい。

3. 生活保護母子調査世帯の特徴

表3-1から項目別、世帯群別の特徴を、両親とその出身家族の状況および子どもの状況から見ることにする。

(1) 母親の状況とその出身家族

① 母親の状況

生活保護母子世帯の特徴の第1は、すでに触れたとおり健康と心身に障害のある母親が13名と多いことである。視力障害、脳梗塞後遺症、椎間板ヘルニア、交通事故後遺症による下肢障害などで身体障害者手帳をもっている母親が4名、躁うつ症、パニック障害、心的ストレスで精神科を受診しているものが3名、内臓疾患7名などである。現在は健康であるが、かつててんかん発作をたびたび起こしたとか、髄膜炎で入院歴があるなどの既往症を持った母親も2名いる。

このことと関連して就労できない母親の多いことが目立つ。母親が不就労の世帯は12

件であるが、「小学生段階Ⅰ」では1世帯を除いて6名が不就労である。これは乳幼児を抱えていることに加えて、母親が健康上の障害を抱えているためであると考えられる。「中学生段階」の不就労世帯の母親はみな、精神的な疾患か身体障害のいずれかである。しかし「小学生段階Ⅱ」では、健康障害を抱えながら就労している世帯が3件あり、「中学生段階」にも1件ある。これらの職種はパートのヘルパー2名、パートのスーパーレジ係り、内職各1名であった。

修学状況をみると、中卒ないし高校中退の母親が14名に上っている。特に「小学生段階Ⅰ」「Ⅱ」では、高校卒業は1名のみである。「中学生段階」の母親では、半数が高校卒となっている。高卒で就労している母親は3名いるが、その職種はパートのヘルパー、信用金庫の準正規職員、実家の経理事務アルバイトがそれぞれ1名ずつであった。中卒・高校中退で事務仕事に従事しているものはいない。

結婚年齢等の特徴は、20歳以下で結婚をした母親は「小学生段階Ⅰ」に集中していて、「中学生段階」では1ケースだけであった。また2度の離別を経験している母親も「小学生段階Ⅰ」「Ⅱ」で多い。

② 母親の出身家族

母親自身が子ども時代に両親の離婚を経験している世帯が10件で、母子世帯であったものが5件、父子世帯であったものが5件である。「小学生段階Ⅰ」の世帯群では、7世帯のうち5世帯が単親家庭で育ったことになる。「Ⅱ」も半数が単親世帯を経験しているが、「中学段階」の世帯群では8世帯中2世帯であった。

また夫婦仲が悪く、両親のどちらかがたびたび家を空けたと答えた世帯は9件あった。さらに母親の出身世帯で、家庭内暴力があったと回答したケースは11件あり、このうち暴力の原因として父親の飲酒ないし酒乱としたケースは6件で、これらの事例を含めて大部分の家庭内暴力は、妻子を対象としたものであった。父親が薬物依存、母親にも飲酒癖があり、両親から子どもが暴力を受けたという事例も1ケースあった。

出身世帯が生活保護を受けていたことを記憶していた世帯は3件であるが、「父親が働かなかった」、「多額の借金があった」など経済的困窮状態にあったと回答した世帯は多い。

(2) 父親の状況とその出身家族

① 父親(夫)の状況

父親(夫)の離別直前の就労状況は、7名が失業・半失業状態であった。負債状況では11ケースが夫に負債があったとしており、就労していたとしても不安定な就業・就労であったものと思われる。負債の原因としてギャンブルを上げたケースが3件あり、他は飲酒、覚せい剤、女性関係などである。

家庭内で妻子に暴力を振るったとする世帯は9件であった。全体的な傾向としては、飲酒・暴力、不安定な就労による経済的困窮、債務の返済困難などが、夫側の離婚の直接的

な原因になっていると考えられる。

② 父親の出身家族

父親（夫）の出身家族の状況について、母親（妻）は離別前交流があった世帯は少なく、したがって母親があまり知らないこともあり、今のところ情報は限定されている。その中であって、父親（夫）が単親世帯で育ったとするケースが6件であった。そのうち4件は母子世帯、2件は父子世帯である。

（3）子どもの状況

家族の子どもの数が多いことは、本来「社会的不利」などではないが、母子世帯のように単親家庭でしかも父親からの仕送りなど期待できない困窮世帯にとっては、養育費の重圧という社会的不利に転化する。「中学生段階」の世帯群で4ケース、「小学生段階1」で2ケースあるが、これらの世帯のうち4件では、障害を持つ子どもが含まれている。さらに4人以上の子どもがいる世帯では、どの世帯も1人以上の不登校の子どもがいる。

不登校・引きこもり状態にある子どものいる世帯は9世帯（13人）であるが、「中学生段階」の世帯群では8世帯中6世帯にのぼっている。不登校の原因は、小学生段階では「喘息などの疾病のためたびたび学校を休んだため」、「(肥満など) 体型上のことでいじめにあった」など一定の理由があるが、「中学生段階」になると母親も明確な理由を述べているじれは少数で、なぜ不登校になったか必ずしも明確ではない。もちろん不登校が原因か、それとも結果であるかははっきりしないが、学力不振があることは多くの母親が触れている。

なお母親が仕事上の失敗で多額の債務を抱え、それが原因で離婚した事例では、自己破産の手続きが完了するまでの間、債権者から終わられて逃げているとき子どもが不就学状態になり、それが原因で不登校になってしまったと答えている。

父子世帯出身の夫と結婚し夫の実家に同居した事例では、母親（妻）がたびたび子どもを放置して飲み歩いたことが原因で離婚し、2人の子どもを引き取って生活しているが、現在も飲酒が続いているかどうかは不明であるが、子どもは相変わらず放置気味でそれが不登校の遠因になっているケースもある。

小括 — 「社会的不利」の重層構造と自立支援の方向—

（1）重層化の基底

すでに見たとおり、ほとんどの生活保護母子世帯は、ここでいう「社会的不利」を5～10項目以上抱えている。その組み合わせは一樣ではなく、質の異なった不利を背負い込んでいると見ることができる。このためともすると「多問題家族」ないしは「世帯」という類型でくくり、自立が難しく支援の方策が定めにくいケースとして扱われがちである。このように抱えている課題を同質的に見て、ただその解決課題の多さだけに目を奪われて

いと、自立支援の方向はなかなか見えてこないように思われる。むしろ重視して取り組まなければならない課題は何かを見定め、中・長期的な展開も視野に入れながら、当事者とともに自立の具体的手順を検討していくことが大切である。

そのような視点で見ると、問題は錯綜し、みな異なる生活課題に直面しているように見えるが、共通する部分も少なくないことがわかる。しかもこれら共通する点は、世帯の生活課題の形成にとってかなり基底的な事柄であり、それらの問題の解決を探る取り組みが、安定的な自立支援の方向性を見出すための前提になるように思われる。

母親自身の育ちにかかわる問題として、出身家族における単親世帯の多さがある。その原因等についてはもう少し慎重な分析を要するが、自分の父親の飲酒、就労の不安定さなどさまざまな要因があったであろうが、調査世帯のほとんどすべてで、20歳前後の状況を思い出してみると、自分の両親の夫婦仲の悪さを上げる母親が多い。両親のどちらかが家を空けることが多い家庭で、やがて両親が離婚し父子世帯ないし母子世帯で思春期を過ごすことになる。若者にとって決して居心地のよくない家庭からの離脱は、中学卒業と同時の就職（集団就職者2名を含む）、高校に進学しても途中で中退してアルバイトなどでの自活しようとする方向で模索される。

その中で、（今回の調査報告では十分精査していないために今後の検討課題としなければならないことではあるが）母親自身、出身世帯から他出して以来離婚して現在に至るまで、安定した居住環境を含めていわゆる「居場所」というものに恵まれていなかったように見える。したがってそれは、母親と生活を共にする子どもたちにも当てはまることである。

中卒就職者と高校中退者が、調査世帯の4分の3を占めることの意味は重い。調査世帯の中で現在就労している母親は決して多くはないが、その中でさえもパートであれアルバイトであれ、ある程度安定的な就労によって一定の収入を得られる事務的な業務についているものは、ここでは少数派の高卒の母親である。高校進学率が95%を維持し、進学者の90%近くは卒業する現状の中で、中卒と高校中退者はマイノリティな存在であるが、それ以上に安定的な就労機会からほとんど排除された存在となる。

子どもの父親となる夫も、根底的なところでは共通した基盤に立っている。

20歳以下で結婚した母親の多くが、妊娠していることに気がつき結婚をするという経過をたどっているが、居心地の悪かった出身家庭からの離脱がかなり大きな要因になっているものと思われる。

しかしながら、子どもの誕生を迎える家庭の基盤が、安定的な就労による家計の形成と、ゆとりを持って子育てに取り組めるだけの夫婦の成熟という点で不安定であるために、経済的・精神的な小さな亀裂が次第に拡大し、とくに夫の側におけるアルコール・ギャンブル・異性などへの依存、借金の増加などによって生活の破綻、夫婦関係の解体が一気に進むことになる。

調査を通して生活保護母子世帯の形成を最大公約数的に表現すると以上のようにいえると思うが、これらの傾向の基底をなして、自立支援を考える場合避けて通れない課題

として、① 安定的な「居場所」を確保する問題、② 語弊を恐れずにいえば「低学歴」に伴う不安定な生活基盤の問題そして③ 家庭内暴力の問題がある。

「低学歴」と家庭内暴力の連鎖を断ち切り、住宅条件を含む近隣・親族、地域社会における安定的な「居場所」を確保することにつながる自立支援の方向が、いま求められているのではないだろうか。

(2) 「低学歴」連鎖を断ち切る試み

母親と父親の「低学歴」と受けてきた暴力の問題は、いかんともしい難いことであるが、その連鎖を断ち切ることができるかどうか、世代的な貧困の再生産を阻止しうるかどうかの鍵であることは間違いない。今回の聞き取り調査の中で、こうした課題に対するヒントとなるような取り組みが見られる事例を紹介してみたい。

生活保護を受給する母子世帯の親と子どもたちに「低学歴」の傾向が強いことを指摘したが、世帯が生活保護を受けながらも、子どもが世帯分離によって大学に通学している例がないわけではない。今回調査に協力してくれた世帯の中でも、2つのアルバイトをこなす奨学金の貸与を受けて大学に通学する学生がいる世帯があった。子ども自身の自立と世帯の自立にとってもプラスになるという判断で世帯分離したものと思われるが、このような運用は「低学歴」の連鎖を断ち切る積極的な方向であり、もっと他の福祉事務所などでも活用されてよい方法である。

また不登校の子どもたちを、学習ボランティアグループの学習会につなげようとするケースワーカーの努力について話してくれた母親がおり、現に学校には通学できていないが学習会に参加している中学生も数名いた。

不登校の原因は多岐わたるものと思われるが、不登校の原因か結果はともかく共通していることは、学力不振が根底にあることである。高校進学率が95%に達している状況にあって、高校を卒業することは最低限の社会的パスポートになっており、通学する意欲がないからといって放置しておける問題ではない。

調査世帯を担当しているケースワーカー達が、不登校の子どもたちでも高校進学したいという気持ちを持っていることに着目し、学習ボランティアにつなげる取り組みをしており、現に学習会に参加している子どもたちがいることは、迂遠な方法のように見えるが「低学歴」の連鎖を断ち切る第一歩になることは間違いない。

(3) 家庭内暴力の問題

母子家庭の母親は、子ども時代と結婚生活時代の2度にわたって暴力を受けている場合が少なくない。また子どもの中には母親と父親の両方から暴力を受ける場合もある。さらに「自分がされたように、つい子どもに手を上げてしまう」と語っている母親もおり、また本人は自覚していないが子どもを放置し結果的に虐待をしている事例も2例あった。暴力や虐待は往々にして世代間で繰り返されることが多いといわれているが、子どもがこれ

以上暴力にさらされないような支援のあり方を検討することは重要である。

今回の聞き取りを行った世帯のうち、母親が心的ストレスによって時々暴発する母親がいたが、この事例の場合、母親による父親と子どもに対する暴力が離別の直接的原因であった。2人の子どものうち、学齢期の子どもは父親と同居しており、もう一人の幼児は現在児童養護施設に入所中である。母親は在宅で生活保護を受けながら精神障害の治療を行っているが、現在は安定した状態にあり、今回の聞き取り調査にも応じてくれたものである。

母親が子どもに暴力を振るったために、子どもを一時警察で保護し、その後児童相談所を経由して施設入所にいたったが、この間福祉事務所のケースワーカーは保健師と協力して、母親の一時入院、子どもの引き取り、施設入所などを行っている。

もしもこの世帯が生活保護を受けていなかったら、このような適切な措置が取られていたかどうかわからない。表0-1で示した児童虐待報道で、報道されなかったただけなのかもしれないが、生活保護を受給していたことが確認できる事例はなかった。少なくともケースワーカーや民生委員・児童委員などが事態の一部にでもかかわっていたならば、報道されたような「事件」に結びつかなかった可能性は否定できない。

とくに、児童虐待や家庭内暴力の発見の遅れに直結するとして、しばしば問題になる家庭内への立ち入りの拒否という問題を想起するとき、そのような家庭が生活保護を受けているかどうかはかなり重要な意味を持つてくる。

生活保護のケースワーカーは、生活保護世帯に立ち入り、生活の全体に対する支援・援助を行う職能からして、家族の様子について実地に観察し、話を聞くことができる立場にある。もちろんこのような立ち入り調査権は、犯罪捜査のそれとは基本的に異なるものであるが、家庭内で起こっている危機的な問題をいち早く発見し対処することが可能な権限を有しており、暴力の連鎖を断ち切る一助になる。

先に示した事例で明らかのように、福祉事務所ケースワーカーが、保健所の保健師や医療ケースワーカー、児童相談所職員、民生委員・児童委員、教員、警察官などさまざまな職種の人々と連携し、協力して適切な対処がなされるならば、暴力の直接の原因にまで働きかけることができ、親子とも落ち着いた生活を取り戻し、自立の可能性を探ることもできるようになる。

(4) 地域社会に「居場所」をつくる

先にも述べたようにこの点に関してはまだ調査結果を精査しておらず、また民生委員・児童委員アンケート調査と突合せ、統合した検討が必要であるため暫定的な分析にとどまる。

下町区の場合、首都圏にありながら比較的土産、住宅の価格が安い地域があること、公営住宅がかなり区内にある上に、新たに開発された地域に民間集合住宅が林立したことなどによって、賃貸住宅の家賃・権利金・敷金などが首都圏他地域に比べると安く、住宅供

給が安定している地域が多い。

今回訪問した母子世帯の住宅環境は比較的よい場合が多かったが、それはこのような地域的な特性とともに、ケースワーカーや民生委員の努力や協力による面が少なくないと感じられた。たとえば民生委員が管理を任されている住宅を、住宅扶助（特別基準）の範囲内に家賃を設定してもらい市価より安く提供を受けている例や、福祉事務所から紹介を受けて住宅扶助基準の範囲内で、敷金・権利金、家賃などを設定してもらった事例などである。

母子世帯化は居住の不安定化のプロセスでもあるから、安定した住居の確保は、母子世帯の「居場所」を確保する上で前提的な課題であり、かつ重要な要素である。しかも母子世帯の場合、異性の子どもたちとの生活をする場としての住宅の確保でなければならないから、大人だけの世帯の場合に比べて住宅の持つ意味は大きい。

さらに生活保護受給の場合、住宅扶助基準の枠内で住宅を探し確保しなければならないから、ケースワーカーや民生委員の援助や協力があれば、基準の範囲内でこうした条件を満たす住宅の確保がしやすいことは言うまでもない。

次に母子世帯ことに生活保護を受給している母子世帯は、同程度の生活水準にある世帯から冷たい視線を浴びせられたり、中傷やねたみによる投書ターゲットにされやすいために、家に引きこもり勝ちになるといった社会的孤立の問題がある。暴力を振るう夫や債務の履行を迫る業者などの目を逃れるために、雨戸も閉めて息を潜めるように生活してきたという事例もあった。また親族の関係も疎遠になっている場合が多かった。

今回聞き取りをした世帯の母親のうち6割にあたる12名は、健康上の理由や育児で就労していなかった。このことは生活困窮の原因であるとともに、社会的な「居場所」を失うことでもある。私たちは仕事を通じて社会に貢献するとともに、社会的交流の輪の中に入って行く。仕事仲間に代わる交流の関係が築けなければ「居場所」のスペースはいつそう狭まってしまう。

通常子どもとともに暮らす家族は、子どもを通じての近隣や学校・保育園での親同士の交流がしやすいが、すでに見たように子どもが不登校であったり引きこもり状態にある場合は、子どもといることがむしろ「母子カプセル化」を促進し、社会的孤立に拍車をかける場合もある。また生活保護費という限られた収入源であるために、家計が逼迫しているなど経済的な事情で、交流や付き合いを手控える場合もあるだろう。

このように生活保護母子世帯を取り巻く環境は、地域に親子ともども「居場所」を確保する上であまり良好とはいえない状況にある。しかしながら生活の自立をめざすうえで社会参加は必要不可欠であり、地域に「居場所」をつくることは、自立支援の重要な柱であるはずである。

その場合抽象的な地域社会を前提にするのではなく、顔の見える関係を通じた地域社会参加であり、「居場所」作りでなければならない。

生活保護担当のケースワーカーは、最も頼りになる相談相手であり、自立のプロセスに

かかわってもらう人ではあるけれども、地域社会への橋渡しという点ではむしろ民間ベースの民生委員や地域ボランティアへ期待すべきであろう。

社会的孤立を招くさまざまな要因、就労の問題、社会的な偏見、子どもの不登校などの問題などを一つ一つ解決していけば、おのずと地域社会に「居場所」が形成されるのかもしれないが、そのような問題の解決を図るプロセスで（あるいはたとえすぐには解決しないかもしれないが）、社会的孤立の状態から脱却して地域社会に「居場所」をつくる課題を、独自に追求する取り組みが可能ならば、生活保護母子世帯の自立支援にとってプラスになることは疑いない。

その検討はこの中間報告ではできていないが、残された課題として今後検討を行いたい。

第4章 生活保護母子世帯の生活問題と援助課題

—低年齢児を抱える世帯の事例調査から—

吉 浦 輪

(法政大学現代福祉学部)

はじめに

本章の目的は、生活保護母子世帯の事例調査を素材として、その世代間にわたる生活問題の構造をアディクションを軸として分析し、その援助の基本的視座と方向性に関して一定の知見を得ることである。

一般的に、事例研究は、個別化された具体例を対象として、その内的問題構造を掘り下げ、その個別的問題への対応を検討する、という手法をとるものである。しかし、本章では、ひとつひとつの事例の問題構造を明らかにするのではなく、限界はあるが、アディクションを軸とした生活保護母子世帯の生活問題構造に関して仮説的に理論的な枠組みを見いだすこと、そしてその中から共通の援助課題を抽出することを目的としている。したがって、夫のギャンブルや暴力、アルコール問題、また母親自身の依存性や育児能力の問題、さらには夫婦の離婚といったエピソードひとつひとつを個別化して分析対象とすることはせず、生活保護母子世帯に共通の生活問題を事例より抽出する、という視点で検討したい。

但し、本章では、生活保護母子世帯全体を一般的に取り扱うのではなく、乳幼児から小学校低学年までの子どもを抱える20代・30代の母親による生活保護母子世帯に焦点を当てている。小学校低学年以下を対象としたのは、次の理由からである。小学校高学年の場合、一般的に、学校における学習上の課題も高度になり、学力の形成や学習の遅れなどが問題になる。また友人関係も、子ども自身の人格の形成とも関わって、より複雑になってくる年齢である。いわば多感な年代の始まりといえる。必然的に、いじめや不登校の問題も出やすいと考えられる。親世代のアディクション問題の影響も顕著に現れ始める時期である。これに対して、乳幼児の場合は、日常の育児や保育体制が問題となり、親の関心もそれに焦点が当てられるのが一般的である。また小学校低学年であっても、学校や学童保育などの放課後の保育体制など、大人による見守り体制の中で子どもを育まなくてはならない年代であり、子ども自身の知的能力の発達も、それが平均的である限りにおいては、さほど問題とならない年齢である。また家庭の中にアディクション問題が見られる場合には、家族との関係や子ども自身の認知能力のレベルから、まだ比較的その影響が少ない年齢層であり、そのような意味で高学年以上と人格や精神発達の上で明らかな差異があると考える。以上の点から、本章では、乳幼児および小学校低学年の子どもを抱える母子を対象とした。

1. 貧困の世代的再生産とアディクション問題との関連性

アディクションと母子世帯との関係については、アルコール依存の夫の酒害と暴力に耐えかね、離婚し子どもを育てる女性の事例などは、ソーシャルワークの現場において枚挙にいとまがない。しばしば、夫婦のうち一方の顕著なアディクション問題は、DV（ドメ